

関連会社・関連公益法人の取扱い

第30回委員会(平成14年11月12日) 資料4の再提出

関連企業の整理・再編化とグループ経営に関する基本的な考え方

新会社は、不透明・高コストとの批判がある関連企業問題を解消し、コスト削減・収益向上・利用者サービス向上さらに新会社の経営ビジョン・戦略の実現に貢献するグループ経営に取り組むべきではないか。

そのため、次の2つのアプローチから取り組むことが必要ではないか。

- 行政コスト計算書の子会社・関連会社・関連公益法人に関わらず、幅広く関連企業の見直しを行うことにより、必要な部門についてはグループ化を検討し、関連企業の整理・再編を図る。
必要な部門を取り込んだグループ会社も含めた適材適所の人事交流等、関連企業のあり方の検討が必要
料金收受業務については、E T C等による機械化を進めることにより、関連企業に行わせる業務とする必要があるかなど、業務自体の見直しが必要
- 市場原理のもと競争を徹底する会社との差別化を明確にする。
競争入札には徹底した市場原理を導入し、参入要件の見直し、公正・透明な競争入札環境の整備
市場価格を踏まえた外部調達費用の削減方策を検討（例えば、資機材の集中購買や共同保有等）

実施のステップとタイミングについて、次のように考えてはどうか。

- 1) 公団は、直ちに、関連企業に関わる業務執行方法、発注方式、天降り人事などを見直し、課題の解消に取り組む
- 2) 公団は、民営化に備え、関連企業との新たな契約の調整、グループ化する業務と競争性を徹底して導入する業務の基礎的な検討などに取り組む
- 3) 新会社設立後、早期に新会社が自らの経営ビジョン・戦略にもとづいて、関連企業のグループ化（対象、手法など）を検討し実行する
公団が投資（出資）できる対象は公団法において定められており、現段階で関連企業の株式を保有するためには、公団法の改正が必要となる（現在は、トラックターミナル会社、利便施設設置者、東京湾横断道路㈱に限定）

なお、日本道路公団以外の3公団についても、同様に対応することが必要ではないか。

本四公団の特別措置については留意する必要がある

本州四国連絡橋公団についての留意点

- ・ 現在、本州四国連絡橋公団は、S A・P A内の売店・食堂等の営業等については、本州四国連絡橋の供用に伴い事業規模の縮小等を余儀なくされた一般旅客定期航路事業者等の円滑な事業転換及び離職者の再就職の促進の観点から、一般旅客定期航路事業者等により、転業転職対策の受け皿として設立された会社に優先的に発注している。

参考

本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和56年法律第72号）

第23条 公団は、第3章（注 一般旅客定期航路事業廃止等交付金、退職金支払確保契約について規定）に規定するもののほか、指定規模縮小等航路において一般旅客定期航路事業を営む者又はその関連事業を営む者の事業規模の縮小等に伴う事業の円滑な転換及び一般旅客定期航路事業等離職者の再就職の促進に必要な措置の推進に寄与するよう努めるものとする。

本州四国連絡橋の建設に伴う港湾運送事業に関する対策の基本方針

（昭和58年5月30日 本州四国連絡橋雇用対策中央協議会）

第3 再就職の促進のための措置

- (3) 公団が発注して行う料金徴収、路面清掃、照明機器の保守等の本州四国連絡橋関連業務について離職者の再就職の促進が図られるよう努めるものとする。

また、公団が行う関連業務の発注に当たっては、現地の関係者の協議による受注体制に対して配慮する。

本州四国連絡橋雇用対策中央協議会

昭和54年8月1日に設置

建設省道路局長を会長とし、建設省、運輸省、労働省、本四公団、総評関係者により構成される。

関連公益法人の法的な取扱いに関する基本的な考え方

- ・ 高速道路の SA・PA の建築物の管理運営は、公団の直営又は第三セクターの実施によるものを除き、そのほとんどが 2 つの財団法人によって行われている。今後、SA・PA の運営については、新会社の関連事業として大きな収益源と見込まれることから、これを取り込むこと（インハウス化・子会社化・分社化等）が必要ではないか。
- ・ その場合、単に SA・PA に係る建築物だけでなく、関連する組織・人員（必要最小限）やノウハウを含め、両財団から一括譲渡（私企業であれば「営業譲渡」に相当）を受けることが考えられるのではないか。
- ・ 両財団法人については、SA・PA の建築物の管理運営以外にも、交通遺児修学資金援助、身障者割引証印刷等の公益事業を実施しており、SA・PA の建築物の管理運営に係る事業を譲渡したとしても財団自身の存続は可能ではないか。このため、民法第 72 条の規定により「財団の解散に伴って国庫に帰属してしまう」ことにはならないのではないか。
- ・ 新会社においてインハウス化を行うに当たっては、国民からいわゆる「焼け太り」等の批判を受けることのないよう、公団本体において徹底的なスリム化を行う等、合理的な説明ができるようにする必要があるのではないか。
- ・ なお、日本道路公団以外の 3 公団に係る財団法人についても、同様に処理することが適切ではないか。

《参考事例》

（財）鉄道弘済会の行っていた駅構内売店事業について、国鉄民営化に伴い、それぞれの旅客鉄道会社に対応した地域キヨスク会社を設立した事例

- ・ 昭和 62 年、（財）鉄道弘済会が地域キヨスク会社（東日本キヨスク（株）等）を現物出資（変態現物出資）により設

立。

- ・ その後、6 旅客鉄道会社が地域キヨスク会社の株式（51%）を買取り。
- ・ （財）鉄道弘済会が保有している地域キヨスク会社の株式については、各旅客鉄道会社が逐次買取り。
- ・ なお、鉄道弘済会は、引き続き公益事業を実施。

（財）たばこ産業弘済会がリース事業等の収益事業を（株）JTクリエイティブサービスに譲渡した事例

- ・ 平成6年、（財）たばこ産業弘済会は、リース事業等の収益事業を、JTグループの一員である（株）JTクリエイティブサービスに、当該収益事業に関連する資産及び営業権を時価により譲渡。債務についても、債権者の了解を得て譲渡。従業員についても事業単位で異動。
- ・ （財）たばこ産業弘済会は公益事業に特化。

< 参照条文 >

民法第72条 解散シタル法人ノ財産ハ定款又ハ寄附行為ヲ以テ指定シタル人ニ帰属ス

定款又ハ寄附行為ヲ以テ帰属権利者ヲ指定セス又ハ指定スル方法ヲ定メサリシトキハ理事ハ主務官庁ノ許可ヲ得テ其法人ノ目的ニ類似セル目的ノ為メニ其財産ヲ処分スルコトヲ得但社団法人ニ在リテハ總會ノ決議ヲ経ルコトヲ要ス

前二項ノ規定ニ依リテ処分セラレサル財産ハ国庫ニ帰属ス

新会社への資産の移管(JH高速のイメージ)

